

## 【新型コロナウイルス感染症対策】

### 緊急事態宣言及び緊急事態措置におけるBCPガイドライン(概要)

2020/4/7 Ver1.02

総務・経理部

#### 【緊急事態宣言及び緊急事態措置における初期行動】

1. 発生(宣言)と同時に以下の内容に着手、行動する。
  - ・ 総務・経理部内に社長をリーダーとするBCP対策チームを設置する。
  - ・ 対策チームメンバーは可能な限り出社する。
  - ・ 対策チームメンバーはお客様の状況、アライアンスの対応、政府及び地方自治体の要請する内容を精査して会社営業の継続の可否、公共交通機関への影響等を鑑み出勤の可否を決定する。

#### 【緊急事態宣言及び緊急事態措置における基本行動】

1. 出勤に関する考え方
  - ・ 感染防止を目的とし、勤務時間は8:00～20:00の間で所定労働時間を就業するものとする。
  - ・ 緊急事態宣言及び緊急事態措置中においては、医療機関をはじめとした社会機能維持に必要な事業を行う顧客の対応及び事業継続中の顧客からの要請等を鑑み、必要な最少戦力に限定し出社する。
  - ・ 上記以外の従業員については原則在宅勤務とする。
  - ・ 本人及び家族の中に、感染した場合に重症化するリスクのある従業員については、原則出社禁止とし自宅待機とする。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）など感染の心配がある場合は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問合せ指示に従う。
2. 販売活動
  - ・ 原則在宅勤務とし、対面型の訪問活動は原則禁止とする。非対面型（電話やメール、Teams等によるリモート商談など）の活動に限定する。
  - ※但し、医療・報道機関をはじめとした社会機能維持に必要な事業を行う顧客及び事業継続中の顧客からの要請に基づき、対面型の訪問活動を行う場合がある。（管理職による対応を優先する）
  - ※お客様へ訪問する際には訪問時の留意点を確認する。
  - ※お客様訪問時は原則マスクを着用し、お客様訪問前後は手洗い、アルコール消毒を実施する。
3. 保守サービス活動
  - ・ 事業継続に必要な最少戦力に限定し出社する。
  - ・ オンサイトサービスは原則EMに限定し、医療・報道機関をはじめとした社会機能維持に必要な事業を行う顧客からの要請に優先し対応する。
  - ※お客様へ訪問する際には訪問時の留意点を確認する。
  - ・ お客様訪問時はマスクを着用し、お客様訪問前後は手洗い、アルコール消毒を実施する。

#### 4. 病院・保健所を訪問する時

- ・訪問時にはマスクを必ず着用する。訪問前後は、手洗いとうがいを必ず実施する。
- ・保守対象機器の外装を消毒のうえ作業実施する。使用した工具及び部品（外装）をアルコールで消毒する。

#### 【感染者を受け入れている施設からの訪問依頼】

- ・事前に施設へ連絡し、環境安全対策が実施されているか確認する。
- ・従業員の安全が担保されると確認できた場合にのみ、訪問を行う。  
※ 但し、感染者を診察する部屋への入室はお断りする。
- ・対策未実施への訪問の場合は、訪問をお断りし、安全対策を実施後に訪問する。  
※安全対策詳細については、各地区の保健所へ確認する。

以上